

9 適切な工期の設定について

設計積算要領第9工期の設定については、次により取り扱うものとする。

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表9-1準備期間、及び後片付け期間及び不稼働日を含む実工事期間とする。

工期（実工期）＝準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間

（削る）

工期全体＝余裕期間＋工期（実工期）

表9-1（略）

イ 施工に必要な実日数は、「作業日当たり標準作業量」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ（pt）数は基本1ptで設計することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

ウ 不稼働日は、休日、降雨日、降雪日等、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数とする。

不稼働日＝雨休日数＋工事抑制期間（現場の状況を考慮した工事不可期間）

雨休日数＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率＝休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨降雪日等の年間の発生率をいう。

エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「降雨降雪日等」は、1日の降雨・降雪量等が10mm/日以上の日とし、過去5か年の気象庁データにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「降雨降雪日等」を考慮した雨休率を設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.75」※を使用しても良いものとする。

※「0.75」：東京の過去5か年（平成27年から令和元年）の平均値により算出

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.75＝75日

オ アにより算出した工期が、過去に施工した同種工事の工期と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況及び当該日数の算出根拠等について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを行うものとする。

カ 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、ウ及びエにかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとし、この場合、入札説明書及び特記仕様書に当該制約条件を明記するものとする。

キ～ケ（略）

(2)（略）

別紙1～別紙3（略）

附 則 この通知は、令和4年4月1日から適用する。

9 適切な工期の設定について

設計積算要領第9工期の設定については、次により取り扱うものとする。

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表9-1準備期間、及び後片付け期間及び不稼働日を含む実工事期間とする。

工期（実工期）＝準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間

施工に必要な実日数＝過去に施工した同種工事の日数の状況等から算出

工期全体＝余裕期間＋工期（実工期）

表9-1（略）

（新設）

イ 不稼働日は、休日、降雨日、降雪日等、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数とする。

不稼働日＝雨休日数＋工事抑制期間（現場の状況を考慮した工事不可期間）

雨休日数＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率＝休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

ウ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「降雨日等」は、1日の降雨量等が10mm/日以上の日とし、過去5か年の気象庁データにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「降雨日等」を考慮した雨休率を設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.75」※を使用しても良いものとする。

※「0.75」：東京の過去5か年（平成27年から令和元年）の平均値により算出

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.75＝75日

エ イにより算出した工期が、過去に施工した同種工事の工期と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況及び当該日数の算出根拠等について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを行うものとする。

オ 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、イ及びウにかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとし、この場合、入札説明書及び特記仕様書に当該制約条件を明記するものとする。

カ～ク（略）

(2)（略）

別紙1～別紙3（略）